

(弊害防止措置：有価証券の発行による調達資金が親法人等への弁済に充てられることの不告知)

適用例：発行手取金が親法人等の借入金の弁済に充てられることについて、蓋然性が高い中で、一般に証券会社として求められる義務の履行を怠った場合

< 事例 >

証券会社は、親法人等に対する借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券の引受人となり、その調達資金が当該借入金の弁済に充てられることを十分知りうる状況において、社内管理の怠慢に起因して、その事実を確認していないことから、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却している。

< 論点 >

法令(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第1号)においては、有価証券の発行による調達資金が親法人等への弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく有価証券を売却することを禁止しているが、上記事例は、この「知りながら」にあたるか。

< 判断内容 >

行為規制府令第12条第1項第1号に規定する「知りながら」については、本条は、投資家の利益を犠牲にして親法人等の利益を図るといふ利益相反の問題を排除する規定であり、当該趣旨に鑑み、調達資金が親法人等への弁済に充てられることの蓋然性が相当程度ある状況において、証券会社に一般に求められている責任を果たさないことによる不知の場合、「知りながら」に該当し、同号が適用され则认为される。

(概念図)

